

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人中部福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月24日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- (1) 役員等及び利害関係人への贈答品の提供は厳に慎むこと。
- (2) 理事との利益相反取引について、早急に理事会で当該取引の承認の可否について決議すること。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>令和2年度の理事会は全て決議の省略によったため、理事長の理事会への職務の執行の状況報告（以下「職務執行状況報告」という。）が行われていなかった。</p> <p>職務執行状況報告は、その重要性に鑑み、理事及び監事の全員にその内容を通知したとしても省略できないものであるから、実際に理事会を開催した上で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上職務執行状況報告を行うこと。 （法第45条の14第9項において準用する一般法第98条、法第45条の16第3項、定款第17条第3項）</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむを得ず理事会の決議を省略した。</p> <p>令和3年度は、6月理事会で職務執行状況報告をし、次回3月理事会で2回目を行う予定。</p> <p>実際に理事会を開催した上で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上職務執行状況報告を行う。</p>
2	<p>特定の理事（A理事及びB理事）及び利害関係人に贈答品を提供していた。</p> <p>評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬は規程に基づき勤務実態に即して支給するものであって、規程によらない役員等への贈答品の提供は、利益供与に該当するとともに、役員等の理事長その他業務執行者に対する監督機能について心理的な影響や馴れ合いにつながるおそれがあり、不適切である。</p> <p>また、社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、法人の資金使途は透明性が求められるところである。</p> <p>については、役員等及び利害関係人への贈答品の提供は、厳に慎むこと。 （法第27条、定款第8条、第21条）</p>	<p>役員等への報酬は規程に基づき勤務実態に即して支給することを厳守し、役員等及び利害関係人への贈答品の提供は、厳に慎む。</p>
3	<p>B理事が経営する会社と人材教育に係るコンサルティング業務委託契約を締結しているが、B理事の就任日をもって利益相反取引を行っている状態である。</p>	<p>理事会（令和3年12月29日）において当該利益相反取引の承認を決議した。</p> <p>また、B理事が理事として負</p>

<p>については、早急に理事会において当該利益相反取引の承認の可否について決議すること。</p> <p>なお、理事会で当該利益相反取引を承認した場合、B理事が理事として負うべき職務上の義務と委託業務内容の一部が重複していると思われるので、契約内容の見直しを行うこと。</p> <p>(法第45条の16第4項において準用する一般法第84条第1項)</p> <p>おって、当該会社と随意契約しなければならない理由が不明確であるので、理事会で当該利益相反取引を承認した場合、次期契約更新においては、随意契約をする理由を明らかにした上で契約更新の要否を決定すること。</p> <p>(入札通知1(3))</p>	<p>うべき職務上の義務と人材教育に関するコンサルティング委託業務内容の重複している一部契約内容を見直し、業務委託契約を締結し直す予定。</p> <p>当該コンサルティング業務委託契約の時期契約更新においては、随意契約をする理由を明らかにした上で契約更新の要否を決定する。</p>
---	--